

第2節 防災施設・資機材等整備計画

第1項	防災拠点施設・設備整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室
第2項	水防施設・設備整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 農林水産課
第3項	災害時臨時ヘリポート整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 生涯学習課
第4項	備蓄物資の整備	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 財政課
第5項	被害情報等の収集体制の整備	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 関係各課

【基本方針】

災害は予期しないときに発生するものであり、その災害に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災施設や設備、資機材を有効に使用できるよう点検・整備しておくとともに、資機材の調達方法、調達先についての整備、拡充に努める。

- 1) 現在、整備されている防災施設、設備や資機材の現況を把握しておく。
- 2) その機能がいつでも有効に発揮できるよう、定期的に防災施設・設備や資機材を点検し、整備補強を図る。
- 3) 未整備あるいは不足している防災施設・設備や資機材の計画的な整備を推進する。
- 4) 災害発生によりその機能が損なわれるおそれのある施設、設備や資機材については、代替手段を検討しておく。
- 5) 災害発生時の資機材が不足する事態を考慮して、その緊急調達方法や調達先をあらかじめ定めておく。

第1項 防災拠点施設・設備整備計画

【現況】 【資料編*Ⅱ.3.2】

本市において防災の中核を担う機関は、市役所や消防署、警察署、さらには県の防災機関などであるが、これらの庁舎の多くは浸水想定区域内や液状化危険度の高い土地に立地しており、発災時にはその機能の維持や代替施設の確保、消防署の新設等が特に重要となる。

【計画目標】

1. 防災中枢機能等の確保・充実

*資料Ⅱ.3.2「行橋市内の防災関係機関一覧表」

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実や災害に対する安全性の確保、さらには総合的な防災機能を有する代替施設・拠点の整備に努める。その際、浸水時の災害対策本部からの移動手手段の確保や停電対策、通信手段の多重性確保並びに物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制の整備に配慮するものとする。

特に、東日本大震災の災害教訓として長時間にわたる停電が発生し、防災施設の迅速な応急対策機能に大きな障害をきたしたことも踏まえ、災害時でも最大限の機能維持が図れるような無停電電源施設の整備や、太陽光発電等の再生可能エネルギーなど災害に強いエネルギーについて、積極的に導入を図っていくものとする。

2. 地域における防災拠点施設の整備

災害時に各地域の災害対策活動の拠点となり得る施設についても、防災拠点としての整備に努める。その際、施設の耐火・耐震（津波）対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮するものとする。また、当該施設については、平常時、自主防災組織等の防災教育・訓練等に活用できる防災教育施設を兼ね備えることを考慮する。

3. 組織体制（初動体制）の確立

- 1) 災害発生時に職員が迅速に対応できるよう、平常時から配備基準等を確認し、毎年各課において災害応急対策連絡網を確認しておく。
- 2) 交通の途絶、職員の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、参集訓練等を行い、災害応急対策実施の円滑化に努める。

4. 職員の役割

各機関・部署の必要に応じた応急対策活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的な訓練により、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員・機関等との連携について徹底を図る。

第2項 水防施設・設備整備計画

【現況】 【資料編*Ⅱ.3.3】

本市の水防倉庫としては、京築県土整備事務所行橋支所に1箇所、また各校区（市役所及び消防分団格納庫）に9箇所整備されている。これらの水防倉庫には資料編に示す水防資機材が準備されているが、必ずしも万全な状態であるとは言い難いのが実情である。

【計画目標】

速やかな水防活動が行えるよう、災害危険箇所及び予想される災害の種類に対応して、水防資機材や水防倉庫等の整備、拡充を図る。

*資料Ⅱ.3.3「行橋市の水防資機材一覧表」

- 1) 整備目標期間を設定して、現有の水防資機材の整備または拡充を図る。
- 2) 災害発生の危険性の高い地区での水防倉庫の新設を検討する。ただし、整備に際しては河川の浸水想定範囲や災害危険区域は避ける形で検討する。
- 3) 毎年、資機材の点検・整備を行い、不良品の交換や不足品の補充等に努める。
- 4) 資材の中で腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防活動に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。
- 5) 資機材の不足する場合を予想して、あらかじめ調達方法や保管場所を検討しておく。

第3項 災害時臨時ヘリポート整備計画

【現況】 【資料編*Ⅱ.3.4】

災害時に使用する臨時ヘリポートとして指定されているのは下表に示す14箇所である。大半が学校のグラウンドが指定されており、かつほぼ全市域をカバーするようになっているので問題は少ないと考えられるが、行橋校区や今元校区など市中心部で指定されている臨時ヘリポートは洪水時に浸水してしまう可能性があるため注意が必要である。

【計画目標】

市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定、整備に努める。

《災害時の臨時ヘリポート一覧表》				
No.	名 称	所 在 地	幅×長さ(m)	管理者
1	中山グラウンド	行橋市大橋2-11-1	110×110	行橋市教育委員会
2	行橋南小学校グラウンド	行橋市南大橋2-5-1	91×88	行橋市教育委員会
3	養島小学校グラウンド	行橋市大字養島841-1	80×80	行橋市教育委員会
4	今元中学校グラウンド	行橋市大字今井896-1	100×80	行橋市教育委員会
5	仲津中学校グラウンド	行橋市大字稲童3104	80×70	行橋市教育委員会
6	泉中学校グラウンド	行橋市西泉5-7-1	100×140	行橋市教育委員会
7	今川小学校グラウンド	行橋市大字宝山857	80×80	行橋市教育委員会
8	中京中学校グラウンド	行橋市大字天生田545	70×120	行橋市教育委員会
9	長峡中学校グラウンド	行橋市大字延永6	100×100	行橋市教育委員会
10	椿市小学校グラウンド	行橋市大字長尾530	70×70	行橋市教育委員会
11	行橋総合公園グラウンド	行橋市大字文久3759	253×117	行橋市教育委員会
12	みやこの苑グラウンド	行橋市大字二塚584	120×106	社会福祉法人みやこ老人ホーム
13	新田原グラウンド	行橋市大字稲童852	127×148	行橋市教育委員会
14	新行橋病院	行橋市道場寺1411	15×15	社会医療法人財団池友会

*資料Ⅱ.3.4「行橋市内の災害時臨時ヘリポート位置図」

1. 臨時ヘリポートの選定基準 【資料編*Ⅱ.3.5】

臨時ヘリポートとして、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から、次の基準に留意して選定する。

- 1) 地盤堅固な平坦地（コンクリート、芝生は最適）であること。
- 2) 地面斜度3度以内とし、できる限り開けた空間面を確保できること。
- 3) おおむね100m以上×150m以上の地積は無障害地帯であること。
- 4) 風向・風速が著しく変化するような特殊な地形上にないこと。
- 5) 車両等の進入路があること。
- 6) 障害物境界線より上に障害物がないこと（特に航空機からは視認しがたい高圧線や常置索道線等が近接していないこと）。
- 7) 林野火災における空中消火基地の場合
 - ア. 水利水源に近いこと。
 - イ. 複数の駐機が可能なこと。
 - ウ. 補給基地を設けられること。
 - エ. 気流が安定していること。
- 8) 医療施設を考慮した搬送体制が整備確立されている場所であること。

2. 臨時ヘリポートの表示

- 1) 石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中にHの文字を標示する。
- 2) 旗（吹き流し）または発煙筒等で風の方向や風力の程度を表示する。

3. 危険防止上の留意事項

- 1) ヘリコプターの離着陸は、ローターの高回転や吹き下ろしの風圧等による危険を伴うため、ヘリコプター誘導員はもとより警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入と接近を規制する。
- 2) 離着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。
- 3) 砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。また、用地に近接する特に注意すべき障害物件には、航空法で定められた赤色障害灯等の衝突防止措置を臨時にとる。
- 4) 航空機を中心として、半径20m以内や燃料補給エリア周辺は火気厳禁とする。

4. 県への報告

市は、新たにヘリポートを選定した場合、本計画に定めるとともに、県に次の事項を報告(略図添付)する。また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- 1) ヘリポート番号
- 2) 所在地及び名称
- 3) 施設等の管理者及び電話番号
- 4) 発着場面積

*資料Ⅱ.3.5「臨時ヘリポートの設置の目安」

- 5) 付近の障害物（航空法上の障害物件）等の状況
- 6) 離着陸可能な機種

5. 臨時ヘリポートの管理

市は、選定したヘリポートの管理について、平常時から当該指定地の管理者と連絡を保ち現状の把握に努めるとともに、ヘリコプターの計画進入面に障害物（物件）があらたに構築されていないかなど、常に使用できるよう留意する。

第4項 備蓄物資の整備

【計画目標】

市及び防災関係機関は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む）を整備するものとする。

この場合において、備蓄物資の性格に応じ、国、県、市町村、その他関係機関、市民、企業等の間の役割分担を考慮するとともに、他機関との応援協力関係をも勘案して具体的な物資の種類、数量、備蓄場所、備蓄方式等を定めるものとする。

なお、詳細は本編第3章第13節「災害備蓄物資等整備・供給計画」に準ずる。

第5項 被害情報等の収集体制の整備

【計画目標】

市は、被害情報の収集等の迅速正確を期すため、収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等について、あらかじめ整備するものとする。